

消費税インボイス制度について

令和5年10月1日から、インボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がありますのでご注意ください。

●インボイス制度の概要、Q&A、登録申請手続き、お問合せ先等について

下記、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度の説明会情報も掲載されていますのでご活用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

令和5年度税制改正の大綱において、インボイス制度に関する様々な負担軽減措置が講じられることとなりました。令和4年度第2次補正予算においても、中小・小規模事業者向けの持続化補助金・IT 導入補助金の拡充が行われています。これらの支援措置について以下のとおり、リーフレットが公開されておりますので、ご活用ください。

○(財務省ホームページ) リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf

○(国税庁ホームページ) リーフレット「免税事業者のみならず令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

志摩市 市有地売却の媒介依頼のお知らせ

NO.	区分	所在地等	土地面積(㎡)	建物面積(㎡)	売却価格(円)	備考
1	宅地	志摩市浜島町浜島 3040 番 1	220.87	—	3,809,000	
2	雑種地	志摩市浜島町浜島 1787 番 56	121	—	1,747,000	
3	雑種地	志摩市浜島町浜島 1787 番 77	118	—	1,882,000	
4	宅地・建物	志摩市阿児町甲賀 4626 番 1	1978.86	743.17	計 10,165,900	旧甲賀保育所
5	宅地・建物	志摩市浜島町浜島 3083 番	853	計 548.21	計 9,277,000	旧浜島給食センター
6-A	宅地	志摩市磯部町迫間 1894 番、1895 番 1 を	330	—	6,933,300	県道 61 号線側
6-B	宅地	50%相当で東西に 2 分割した各区分	330	—	6,933,300	木場公園側

○ 依頼期間 : 令和5年2月1日から令和5年8月31日まで

○ 契約条件、資料等の配布場所は志摩市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/seisakusuishin/smart/koubai/4426.html>

○ お問合せ : 志摩市 スマート改革・資産経営課 Tel 0599-44-0204

「不動産手帳 2024 年版」事前のお申込みが必要です！

これまで、全会員様に「不動産手帳」をお送りしてまいりましたが、「2024年版不動産手帳」より、希望申込をいただいた会員様(本店 1 社につき 1 冊)に限り配布させていただくこととなりました。(2024年版は令和5年11月頃発送予定です。)

一度お申込みいただければ、来年度以降、不動産手帳が送付されますので、申込フォームあるいは FAX でお申込ください。支店分や、2冊目以降をご希望の場合には、8月に有料分の手帳注文を承る予定です。

【申込フォーム】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc3fbr5W73JL4ZPwyUxAWTHe0BmI87wV3b-krgtystDRz5-Yg/viewform>

【FAX】

FAX による申込をご希望の方は、申込書を FAX いたしますので、事務局までご連絡ください。

●退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R5. 1. 10	(1)3484	(株)ミヤモト	宮本 謙

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。